

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院のため労働できなかった日も休業補償給付を支給しないとしていた処分に誤りがあったとして、原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、個人事業主の営む〇会社所属の溶接工として工場内で作業中、クレーン釣りした鉄板をひっくり返していた時、鉄板が落下し、右母指を挟んだ。同日〇病院に救急搬送され、「右母指切断」との診断を受けて、以後、休業加療中であったが監督署長に対し、休業補償給付の継続の支給請求として、休業期間が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのもの（以下「本件請求1」という。）及び休業期間が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのもの（以下「本件請求2」という。）を行ったところ、監督署長はいずれの請求についても休業の必要性は認められないとして、休業補償給付を支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件請求1及び2の休業は医師が休業を認めているにもかかわらず監督署長は固定診療とみなした。よって監督署長の休業補償給付不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、物を持つのも困難であり、軽作業の仕事もできず、仕事復帰の予定もないとの訴えであるが、〇病院医師の意見書にて、「平成〇年〇月〇日に就労再開可能であることを説明」と記載されている。

請求人の療養経過として、平成〇年〇月〇日に皮弁形成術を受け、経過観察中で、右母指形成術部の疼痛があり、右母指指尖の皮膚菲薄部について、今後手術適応を検討中であるが、医学的に〇月〇日以降、軽作業可能と所見されている。

以上のことから、請求人は、右母指指尖の皮膚菲薄部に疼痛を残すものの軽作業に就くことによって症状悪化はないものと判断し、本件請求1及び2の休業補償請求について不支給処分を行った。

4 審査官の判断

請求人は本件傷病の発生当日に〇病院にて再接合手術を受け、平成〇年〇月〇日に同病院で皮弁形成手術を受けている。

請求人は、本件請求1の休業期間に至るまでの休業については休業補償給付を支給されている。本件請求1及び2について、監督署長は、休業の必要性が認められないとして休業補償を支給しなかったものであるが、監督署長の求めに応じて提出された〇病院医師の意見書に、「平成〇年〇月〇日に就労可能であることを説明」と記されていることを休業の必要性が認められない理由としている。

請求人は、聴取書にて「平成〇年〇月〇日も〇医師の診察であった。その日に医師から就労再開可能の説明があったという記憶はないが、全く受けていなかったかどうかははっきり覚えているわけではない。」と述べており、〇医師から就労再開の説明があったことについて、全く否定はしていない。

地方労災医員は、「平成〇年〇月〇日時点で創は治癒している。さらに平成〇年〇月〇日の診療時には、患指の使用回数を増やし、徐々にピンチ力を上げるよう指導され、「そろそろ就労再開するように指示した。」と診療録に記載されている。以後の経過も特別な治療なく、平成〇年〇月〇日に症状固定と認定されている。以上を総合的に考えると、平成〇年〇月〇日以降の休業の必要性はないものと考えられる。」との意見を述べており、妥当なものとして判断する。

しかしながら、本件請求1の1日及び本件請求2の1日については請求人が〇病院で診療を受け、かつ労働をしておらず、監督署長は療養補償給付を支給していることから、「医師の治療を受けるため通院することによって労働することができない場合」に該当し「療養のため労働することができない」と認められることから、この2日について、監督署長が休業補償を給付しない旨の処分は失当であって取り消されるべきであるが、その余の休業請求1及び休業請求2については監督署長が休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。